

## 第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策

### 第1節 検査モニター制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めてきたところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としてきた。

平成29事務年度においては、オンサイト検査モニター106件、オフサイト検査モニター137件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.5%となっている。

なお、検査モニター制度については、オン・オフ一体となったモニタリングの品質管理という観点からは必ずしも十分な機能を果たすものではないため、平成30年6月30日をもって廃止した。

### 第2節 意見申出制度（資料18-2-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

なお、29事務年度においては、1機関からの意見申出があった。

### 第3節 金融モニタリング情報の収集について

#### I 概要（資料18-3-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、預金取扱等金融機関の預金・融資取引や投資信託・保険商品等の販売時の顧客説明、保険会社等の募集手続きや保険金等支払をはじめ、利用者からの苦情対応、顧客情報管理、法令遵守等のリスク管理態勢、経営管理等に関する情報を広く収集している。

#### II 情報の収集状況

##### 1. 収集件数

平成29事務年度の総収集件数は385件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が195件（50.6%）、保険会社等に関する情報が156件（40.5%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が34件（8.8%）であった。

なお、28事務年度の総収集件数は390件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が192件、保険会社等に関する情報が185件であった。

##### 2. 業態別の主な情報

###### (1) 預金取扱等金融機関

- ① 預金取引については、口座開設時や相続手続き時の金融機関の対応
- ② 融資取引については、融資実行時の条件や条件変更時の顧客への説明、各種手数料の徴求
- ③ リスク性商品の販売については、高齢者への説明  
など、利用者からの情報をはじめ、経営管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

###### (2) 保険会社等

- ① 生命保険募集人や損害保険代理店の不適正募集
- ② 保険契約解約申出時の不適切対応
- ③ 保険金や給付金の支払い事務  
など、利用者からの情報をはじめ、経営管理や顧客情報管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

###### (3) 仮想通貨交換業者

システム障害や業者への照会時の対応について、利用者から情報が寄せられた。